

(写)

富最工専第2号
令和8年2月10日

富山地方労働審議会
会長 森口 毅彦 殿

富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会
部会長 大石 貴之

富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について（報告）

当専門部会は、令和7年12月8日、富山地方労働審議会において付託された富山県電気機械器具製造業最低工賃の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の調査審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

公益代表委員	◎大石 貴之	○柳原 佐智子	田中 夕香子
家内労働者代表委員	石田 康博	大森 仁	高澤 薫
委託者代表委員	寺山 収	坂井 朱美	中川 清隆

◎は部会長、○は部会長代理を示す。

富山県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

富山県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
電子部品	手工具(ハンドプレスを除く。)を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスタ及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 45銭
コネクタ	差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)		1端子につき 50銭

4 効力発生の日 法定どおり